

京都市告示第 8 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成23年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
特定非営利活動法人きょうとNPOセンター	京都市市民活動総合センターの施設の使用料（スモールオフィス及びロッカーに係るものに限る。）及び物品売払い代金（NPO・市民活動ハンドブックに係るものに限る。）の徴収	平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)